(1)　前号イ(1)から(4)までに掲げる事業に要した経費の額の二十分の九（生産性要件に該当する建設事業主にあっては、五分の三）（中小建設事業主にあっては、五分の三（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、四分の三））に相当する額

(2)　前号イ(5)に掲げる事業に係る雇用管理研修等を受けさせた労働者一人につき、七千六百円（生産性要件に該当する建設事業主にあっては、九千六百円）に、当該雇用管理研修等を受けさせた日数（一の雇用管理研修等について六日分を限度とする。）を乗じて得た額

ロ　前号ロに該当する建設事業主団体等　前号ロ(1)又は(2)に掲げる事業に要した経費の額の二分の一（中小建設事業主団体等（中小建設事業主の団体又はその連合団体をいう。第五項及び第六項第一号イ(1)において同じ。）にあっては、三分の二）に相当する額（その額が一千万円を超えるときは、一千万円（全国的な建設事業主団体等及び都道府県団体等（一の都道府県の地域における一の建設事業主団体等であって、当該都道府県の地域における建設事業主（法第八条第一項に規定する元方事業主に限る。）の相当数をその構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員とするものをいう。）にあっては、その額が二千万円を超えるときは、二千万円）

ハ　前号ハに該当する職業訓練推進団体　一の事業年度につき、当該職業訓練推進団体が職業訓練の推進のための活動に要した経費の額の三分の二に相当する額（規模五万人日以上の職業訓練を行う場合にあっては、その額が一億五百万円を超えるときは、一億五百万円、規模四万人日以上五万人日未満の職業訓練を行う場合にあっては、その額が九千万円を超えるときは、九千万円、規模三万人日以上四万人日未満の職業訓練を行う場合にあっては、その額が七千五百万円を超えるときは、七千五百万円、規模二万人日以上三万人日未満の職業訓練を行う場合にあっては、その額が六千万円を超えるときは、六千万円、規模二万人日未満の職業訓練を行う場合にあっては、その額が四千五百万円を超えるときは、四千五百万円）

4　建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金は、第一号に該当する職業訓練推進団体又は中小建設事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する職業訓練推進団体又は中小建設事業主であること。

イ　職業訓練推進団体であって、職業能力開発促進法第二十四条第一項の認定に係る職業訓練又は同法第二十七条の二第二項において準用する同法第二十四条第一項の認定に係る指導員訓練（以下「認定訓練」という。）の実施に適した施設又は設備の設置又は整備を行うものであること。

ロ　中小建設事業主であって、建設作業に従事する女性労働者（岩手県、宮城県又は福島県においては、男性労働者を含む建設労働者）のための宿舎その他の施設の貸与を受けるものであること。

二　次のイ又はロに掲げる職業訓練推進団体又は中小建設事業主に応じて、当該イ又はロに定める額

イ　前号イに該当する職業訓練推進団体　同号イの設置又は整備に要する経費の額の二分の一に相当する額（その額が三億円を超えるときは、三億円）

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　一の事業年度につき、同号ロの貸与に要する経費の五分の三（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、四分の三）に相当する額（その額が六十万円を超えるときは、六十万円）（岩手県、宮城県又は福島県においては、一の事業年度につき、同号ロの貸与に要する経費の三分の二に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円））

（新設）